

# 講座の約款 ※内容を十分にお読みください。

本約款は、高知大学生協同組合（以下「当生協」という）が実施する講座に適用される条件を定めたものです。講座を受講しようとする者は（以下「受講者」という）は、本約款を十分に確認し、ご同意ください。同意の意味は、商品申込書の同意欄にチェックを入れて、ご明示ください。同意がない場合は、講座を受講できません。

## 第1条 適用範囲

当生協が運営する講座は、本約款により取り扱います。本約款に定めなきものについては、当生協の内規等の定めによるものとします。

## 第2条 受講契約の成立

- (1)当生協の組合員が受講申込用紙またはWebサイトで申込手続きを完了した時点で契約が成立します。入学予定者は当生協の組合員になることを前提として、申し込みをすることができます。
- (2)受講者が未成年者の場合は、保護者の同意を得たうえで申し込んでください。
- (3)受講料のお支払いに大学生協ローンを利用する場合、受講成立時期は前項と同様ですが、その利用審査により大学生協ローンが有効に成立することが受講契約の成立要件となります。
- (4)申込書記載の不備、誤記、申込書または本約款についての不知・誤解釈があったとしても、これによる不利益については、当生協は責任を負いかねます。

## 第3条 役務の提供および関連商品

- (1)当生協は組合員に対して、当生協が発行するパンフレットに記載された講座の中から申込者が選択した申込内容の役務を提供します。
- (2)申込者が選択した講座が当生協の定めた最少催行受講者人数に達しない場合は、実施を取りやめることがあります。
- (3)当生協においてやむを得ない事情があると認めた場合には、申込者の申し出に基づいて、受講時間・受講形態を変更できるものとします。ただし、これにより受講料に不足額が生じた場合には差額をお支払いいただきます。
- (4)講座担当講師・スタッフ、教室、受講時間については、途中変更が生じる場合があります。
- (5)台風、地震、学事などのやむを得ない事情により講座の中止、延期等を行う場合があります。
- (6)講座では当生協が指定した教材および試験・検査等を購入して、お使いいただきます。PC講座で使用するパソコンは、高知大学推薦パソコンまたは同等の条件を満たしたパソコンを受講者が準備するものとします。

## 第4条 クーリングオフ

- (1)契約書面を受け取った日から起算して8日を経過するまでの間は、書面で通知することによって無条件で契約を解除（クーリング・オフ）することができます。本条に基づく契約の解除があった場合、関連商品の販売契約についても解除することができます。契約の解除は、申込者が解除（クーリング・オフ）を通知する書面を発した時に効力を生じます。
- (2)当生協が契約の解除（クーリング・オフ）に関して不実の告知を行ったことにより誤認し解除を行わなかった場合、または、当生協が威迫したことにより困惑し解除を行わなかった場合には、改めて当生協から無条件で解約ができることを記載した書面を受け取った日から起算して8日を経過するまでの間は、申込者は書面で通知することによって無条件で契約を解除（クーリング・オフ）することができます。

- (3)本条に基づく契約の解除（クーリング・オフ）をした場合、手数料は不要とし、申込者は損害賠償または違約金の支払いを請求されることはありません。契約の解除（クーリング・オフ）が講座開始後であっても、申込者は受講料その他の金銭の支払いを請求されることはありません。
- (4)本条に基づく契約解除があった場合、受領している金銭がある場合は当生協より速やかにその金額を返還します。ただし、原則として銀行口座に振り込みます。
- (5)受講者が未成年者の場合は、保護者の同意を確認したうえで、契約解除の手続きを行います。

## 第5条 中途解約

- (1)契約書面を受け取った日から起算して8日を経過した後は、申込者は書面提出によって契約の解除（中途解約）を行うことができます。
- (2)講座開始前に契約解除（中途解約）があった場合、受領した金額から違約金15,000円（ただし5万円以下の講座については5000円）および配布した教材、実施した試験・検査等の価格相当額を差し引いた残額を返還します。
- (3)講座開始後に契約解除（中途解約）があった場合、受領した金額から下記A～Dの合計を差し引いた残額を返還します。
- A. 実施済の受講料  
実施済の受講料は、解約等の申し出までに「実施済」に達した講座の受講料に相当する額とします。  
※「実施済」とは、受講者が受講したか否かにかかわらず、当生協が講座を実施したことをもって「実施済」とします。
- B. 配布済の教材代金  
配布済の教材の返品、返金はできません。
- C. 実施済の試験・検査等の代金  
実施済の受験料は返金できません。  
※「実施済」とは、受講者が受験したか否かにかかわらず、当生協が試験・検査を実施したことをもって「実施済」とします。2回実施を基本としているものは1回目の実施をもって、「実施済」とします。
- D. 解約手数料  
解約手数料は、受領した金額ー（A.実施済の受講料+B.配布済の教材代金+C.実施済の試験・検査等の代金）を基準額として、基準額の20%に相当する額とします。ただし、上限を5万円とします。
- (4)原則として銀行口座に振り込みます。返金に伴い発生する費用は、受取者の負担とします。
- (5)受講者が未成年者の場合は、保護者の同意を確認したうえで、契約解除の手続きを行います。

## 第6条 情報保護

- (1)当生協は、本講座に関して収集した情報については、個人情報保護法を遵守し、適切に取り扱います。
- (2)受講者は、本講座に関して知りえた個人情報等を第三者に開示できません。
- (3)講座内で撮影した写真や映像を当生協の広報活動に使用することがあります。

## 第7条 禁止事項

- (1)受講者は、本講座に関して次に掲げる行為をしてはいけません。
- 第三者または当生協の通信の秘密、財産、プライバシー、肖像権、名誉、信用を侵害する行為
  - 第三者または当生協を誹謗中傷、脅迫または差別する行為
  - 第三者または当生協の著作権・商標権などの知的財産権その他の一切の権利を侵害するまたはそのおそれがある行為
  - 本講座で入手した情報の複製、公衆送信、頒布など（受講者が個人で使用するための複製を除く）

- 本講座のシステムに、または本講座を通じて他のネットワーク上のシステムに、権限無くしてアクセスする行為および有害なコンピュータプログラムなどを送信する行為
- 受講生の承諾を得ないで、個人情報収集・蓄積したり、個人を特定したり、本講座外で接触しようとする行為
- 本講座に関して生じた権利・義務の譲渡・貸与などの行為
- 法令、公序良俗、本規約または当生協からの指示に反する行為
- 本講座の運営に支障を与え、または第三者・当生協の権利・利益を害する一切の行為

(2)当生協は、受講者が本規定に違反するおそれがあると判断した場合は、その受講者に対し、以下の措置の一部または全部を取ることがあります。

- 受講者への注意、警告
- 本講座の出席の停止およびサービスの停止
- 受講契約の解除 ※解除に伴う返金額は第5条に準じます。
- 損害賠償請求

#### 第8条 本約款の変更

当生協は、必要と認めた場合、本約款の改定を行うことができます。なお改定を実施するときは、当生協は1ヶ月前までに当生協施設内への掲示及び当生協のウェブサイトにて告知することとし、改定後は、全ての受講生に適用されるものとします。

#### 第9条 約款の改廃

この約款の改廃は、当生協の理事会の議決により決まります。

2016年12月1日施行する。

2019年11月18日設定 2020年4月1日改定施行する。